

労働者が安全に働くために 新たな化学物質規制が 導入されます！

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました
～令和5年4月、6年4月に順次施行されます～

改正のポイント

- ① ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します。
- ② リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者が暴露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。
- ③ 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます。
- ④ 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます。

※岡山労働局では、令和4年11月から5年3月までの間オンライン説明会を実施しています

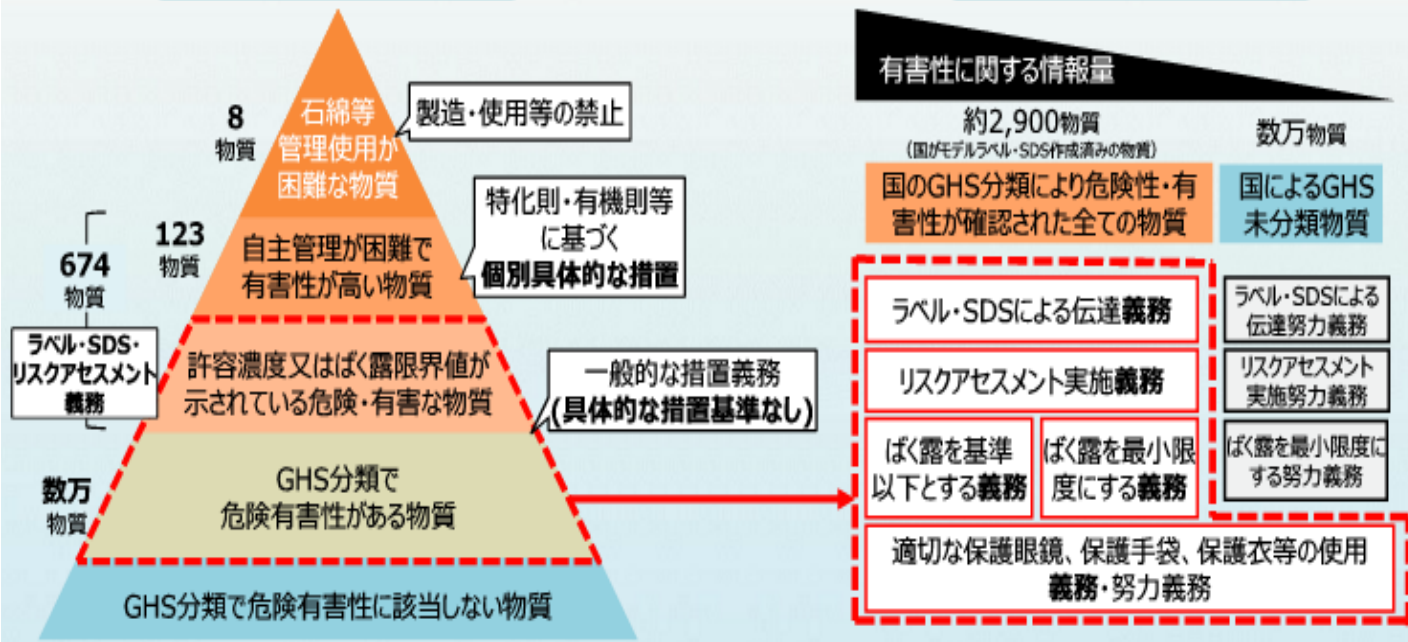
案内はこちら→



自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



岡山労働局・労働基準監督署

改正内容の詳細はこちら→

